

岩手県告示第 250 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項の規定において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、指定介護機関が事業を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成 19 年 3 月 23 日

岩手県知事 増 田 寛 也

居宅介護支援計画の作成

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
医療法人南六会	青森県八戸市小中野一丁目 4 番 52 号	ねんりん軽米訪問看護ステーション	九戸郡軽米町大字上館第 15 地割字岩崎 115 番地 1	平成 18 年 8 月 31 日